

平成29年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成28年5月12日（金）9時00分～9時30分

場 所 農政局会議室1（3F）

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

概 要

1. 冒頭、委員長（九州農政局長）から各委員に対し、昨年度、東日本大震災復旧工事を巡り当局職員が加重収賄で逮捕・起訴され免職処分となった事案や、他局において入札談合疑惑の関連で公正取引委員会が立入調査に入った事案等も踏まえ、国民の疑惑を招くことのないよう、会計法規や官製談合防止法等の関係法令を遵守するとともに、発注者綱紀保持規程の趣旨を十分理解し、農林水産省の職員として自覚をもって日々の発注業務にあたるよう、職員を指導することを依頼。
2. 平成28年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、事務局（総務部総務課監査官。以下同じ。）から報告。
3. 平成29年度発注者綱紀保持対策方針（案）について、事務局から説明。
4. 委員からの意見
「発注者綱紀保持規程に関するチェックシート」の実施にあたっては、研修等のため期間内に実施できなかった職員に対しても後日実施するなど、職員全員に対する普及啓発の徹底を図るべき。

以 上

平成29年度
九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

会 議 資 料

日 時 : 平成29年5月12日（金）

場 所 : 農政局会議室1（3F）

平成29年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

日 時 平成28年5月12日（金） 9:00 ～ 9:30

場 所 農政局会議室1（3F）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

（1）平成28年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

..

資料1

（2）平成29年度発注者綱紀保持対策方針について

..

資料2

（3）その他

4. 閉 会

平成 28 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 平成 28 年度発注者綱紀保持研修の実施状況について

平成 28 年度発注者綱紀保持対策方針に基づき、九州農政局管内の管理監督者及び発注事務担当者等を対象に各種会議等において、6 回の研修を実施した。

開催日・研修等名	受講者	適要
6 / 20 (月) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 1 回)	・管内事業 (務) 所等の 管理監督者等 計 30 名	・「管内事業 (務) 所等所長会議」 の一環で実施
7 / 11 (月) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 2 回)	・管内支局・事業 (務) 所等の発注事務担当者等 計 66 名	・「管内庶務等関係事務担当者会議」 の一環で実施
7 / 28 (木) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 3 回)	・管内事業 (務) 所等の 管理監督者等 計 25 名	・「管内事業 (務) 所次長 (事務) 及び用地・管理担当課長会議」の 一環で実施
9 / 12 (月) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 4 回)	・管内事業 (務) 所等の 発注事務担当者等 計 38 名	・「管内経理担当者会議」の一環 で実施
3 / 16 (木) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 5 回)	・管内事業 (務) 所等の 発注事務担当者等 計 122 名	・「管内積算担当者会議」の一環 で実施
3 / 23 (木) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 6 回)	・管内事業 (務) 所等の 管理監督者等 計 37 名	・「管内事業 (務) 所等所長会議」 の一環で実施

延べ 318 名

2 発注者綱紀保持チェックシート実施結果について

平成 28 年 11 月 1 日から 18 日まで、管内全職員 (本局、支局、事業所等) を対象として、発注者綱紀保持研修 WEB 地方版を活用したチェックシートを実施した。

- 回答者数 … 1,718 名
- 設問数 … 10 問
- 正答率 … 89.6%

実施後、職員に対して、理解を深めるよう解答・解説及び研修資料を職員用電子掲示板に掲載し、再度周知した。

平成 29 年度発注者綱紀保持対策方針について

1 目的

発注者綱紀保持規程の趣旨に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るとともに、国民の信頼を確保することを目的とする。

2 研修等の実施方針

九州農政局における発注者綱紀保持研修については、発注を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修等を実施する。

(1) 研修対象者

九州農政局本局、管内事業(務)所等の発注事務担当者及びその他の関係職員を対象とする。

(2) 研修内容

- 1) 発注者綱紀保持マニュアル等を用い、継続的に周知を図る。
- 2) 当該規程の理解を深めるため「発注者綱紀保持規程に関するチェックシート」を発注事務担当者及びその他の関係職員を含む全職員を対象に実施する。
- 3) 前年度に実施したチェックシートの中で正解率の低かった項目を中心に、理解を深めるよう普及啓発を図る。
- 4) 規程の改正その他状況の変化が生じた場合は、必要に応じて公正取引委員会及び本省大臣官房予算課等に講師派遣を依頼する。

(3) その他

管内事業(務)所等の各種会議等において、研修の一環として実施する。
※「各種会議等」は、前年度に研修を実施した会議を基本とする。

3 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

平成28年度に引き続き、以下の取組を実施する。

(1) 九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する。

- ①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

(2) 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。

- ①農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

4 その他

執務室等の実情を踏まえた事業者との応接方法の向上を図る。特に、管内事業(務)所等については、会計監査、行政文書監査、情報セキュリティ監査の機会を利用して、監査担当者が現場担当者と応接環境等の改善に向けた意見交換を行う。